

鳥取県緊急通行車両確認事務要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第33条第1項の規定に基づく災害応急対策を実施するための車両（以下「緊急通行車両」という。）として使用されるものであることの確認（以下「緊急通行車両の確認」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 緊急通行車両の確認の対象とする車両

(確認の対象とする車両)

第2条 緊急通行車両の確認の対象とする車両は、次の各号に掲げる用途に使用する車両又は使用が計画されている車両とする。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示
- (2) 消防、水防その他応急措置
- (3) 被災者の救難、救助その他保護
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育
- (5) 施設及び設備の応急の復旧
- (6) 清掃、防疫その他の保健衛生
- (7) 交通の規制その他災害地における社会秩序の維持
- (8) 緊急輸送の確保
- (9) その他災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置

2 前項の規定にかかわらず、県の機関が所有し、又は使用する車両及び県の応援要請に基づき前項の活動を実施する車両を除いては、県公安委員会が優先して緊急通行車両の確認を実施する。

第3章 緊急通行車両の事前届出

(事前届出の確認の実施)

第3条 災害発生時の緊急通行車両の確認の事務の省力化、効率化を図るため、あらかじめ緊急通行車両として使用されるものであることの届出（以下「事前届出」という。）があった車両について、確認（以下「事前届出の確認」という。）を行うものとする。

(届出者)

第4条 事前届出を行う者（以下「届出者」という。）は、災害応急対策についての応援協定を県との間で締結し、災害応急対策に従事することが計画されている機関等の長とする。

(事前届出の手続)

第5条 事前届出の確認は、危機管理政策課で受け付けるものとする。

2 届出者は、事前届出の確認を受けようとするときは次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 緊急通行車両事前届出書（様式第1号）
- (2) 自動車検査証の写し
- (3) 届出者以外が保有する車両にあっては、届出者との使用契約書等の写し

(事前届出済証の交付)

第6条 危機管理政策課は、前条第2項の規定により提出された届出書類を審査した結果、事前届出のあった車両が緊急通行車両に該当すると判断したときは、緊急通行車両事前届出済証（様式第2号。以下「届出済証」という。）を届出者に交付するものとする。

2 危機管理政策課は、前項に規定する審査の結果、事前届出のあった車両が緊急通行車両に該当しないと判断したときは、その旨を理由を付して届出者に通知するものとする。

3 危機管理政策課は、受け付けた事前届出に係る書類及びその処理結果を記録し、保管するとともに、各総合事務所及び県公安委員会との情報共有に努めるものとする。

第4章 緊急通行車両の確認

(申出者)

第7条 緊急通行車両の確認の申出（以下「確認申出」という。）を行う者（以下「申出者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 指定地方行政機関、県の機関、市町村、消防局、指定公共機関及び指定地方公共機関等、県地域防災計画の関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱に記載された機関（以下「指定地方行政機関等」という。）の長及び所属長並びにその職員で応急対策に従事する車両を運行する者
- (2) 指定地方行政機関等との契約等により指定地方行政機関等の活動のため災害応急対策に従事する機関等の長及びその職員で災害応急対策に従事する車両を運行する者
- (3) 災害時に指定地方行政機関等の要請に基づき災害応急対策に従事する機関等の長及びその職員で災害応急対策に従事する車両を運行する者
- (4) その他第2条第1項各号に掲げる災害応急対策に従事する車両を運行する機関等の長及びその職員で災害応急対策に従事する車両を運行する者

(確認申出の手続)

第8条 確認申出は、危機管理政策課又は各総合事務所（東部圏域においては東部地域振興事務所東部振興課）（以下「各総合事務所等」という。）で受け付けるものとする。

2 申出者は、次に掲げる書類を提出するものとする。ただし、届出済証の交付を受けた車両については、この限りでない。

- (1) 緊急通行車両確認申出書（様式第3号）
- (2) 自動車検査証の写し
- (3) 申出者以外が所有する車両にあっては、申出者との使用契約書等の写し
- (4) 前条第2号から第4号までに掲げる者にあつては、指定地方行政機関等から応援要請されたことが確認できる書類。ただし、県の機関から応援要請を受けた車両を除く。（書面による要請がなされていない場合、指定地方行政機関等から応援要請されたことが明らかであると判断される場合は省略できる。ただし、申出者が応援要請の文書を受理したときは、速やかに提出すること。）

(標章及び確認証明書の交付)

第9条 危機管理政策課又は各総合事務所等は、前条第2項の規定により提出された申出書類を審査した結果、緊急通行車両に該当すると判断したときは、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）第6条第1項の標章（以下「標章」という。）及び同条第2項の証明書（以下「確認証明書」という。）を申出者に交付するものとする。

- 2 危機管理政策課又は各総合事務所等は、前項に規定する審査の結果、緊急通行車両に該当しないと判断したときは、その旨を理由を付して申出者に通知するものとする。
- 3 危機管理政策課又は各総合事務所等は、それぞれの所属において、受け付けた確認申出に係る書類及びその処理結果を記録し、保管するとともに、相互の情報共有に努めるものとする。

(事前届出車両に対する標章等の交付)

第10条 前条の規定にかかわらず、届出済証（県公安委員会が交付した事前届出済証を含む。）の交付を受けた車両については、申出者より車両番号又は届出済証の文書番号の通知とともに、次に掲げる書類等の提出等があったときは、標章及び確認証明書を交付するものとする。

- (1) 通行日時と通行経路を記載した書類（口頭による報告を認める。また、詳細が未定のときは、判明する範囲の内容とする。）
- (2) 第7条第2号から第4号までに掲げる者にあつては、指定地方行政機関等から応援要請されたことが証明できる書類。ただし、県の機関から応援要請を受けた車両を除く。（書面による要請がなされていない場合は省略できる。ただし、申出者が応援要請の文書を受理したときは、速やかに提出すること。）

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年7月26日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

第 号
令和 年 月 日

緊急通行車両事前届出書

鳥取県危機管理局危機管理政策課長 様

住 所
申請者 名 称
代表者

㊟

次のとおり、緊急通行車両として使用される車両であることを届け出ます。

車 両 番 号	
車 検 有 効 期 限	令和 年 月 日
車両の用途 (災害応急対策 の実施内容)	
担 当 者	(所 属) (職・氏名) (連 絡 先) 電話 (電子メール) ファクシミリ

添付書類

- 1 自動車検査証の写し
- 2 届出者以外が保有する車両にあっては、届出者との使用契約書等の写し

緊急通行車両事前届出済証

様

鳥取県危機管理局危機管理政策課長 ㊤

下記のとおり、事前届出を受理したことを証明します。

記

届出者	(住所) (名称) (代表者)
車両番号	
事前届出済証 有効期限	令和 年 月 日 (車検有効期限)
車両の用途	

注意事項

- 有効期限が過ぎた場合は、再度届出してください。
- 本書は、緊急通行車両確認証明書ではありませんので、災害発生時には、鳥取県庁危機管理政策課又は各総合事務所（地域振興局）（東部圏域においては東部地域振興事務所東部振興課）で所要の手続を行ってください。

緊急通行車両確認申出書

鳥取県知事 様

住所
申出者 名称 ㊟
代表者
(電話)

災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第33条第1項の規定に基づく災害応急対策を実施するための車両の確認について、下記のとおり申し出ます。

記

車両番号	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）	
応援要請者	
通行日時	年 月 日 ～ 年 月 日
通行経路	(出発地) (目的地)

※ 通行日時、通行経路については、判明する範囲で記載してください。

添付書類

- 1 自動車検査証の写し
- 2 申請者以外が所有する車両にあっては、申請者との使用契約書等の写し
- 3 行政機関、公共機関以外の申請にあっては、それらの機関から応援要請されたことが証明できる書類。
ただし、県の機関から応援要請を受けた車両を除く。

〔参考〕 緊急通行車両の標章（災害対策基本法施行規則第6条関係）

- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

[参考] 緊急通行車両確認証明書 (災害対策基本法施行規則第6条関係)

第 令和 年 月 日 号	
緊急通行車両確認証明書	
鳥 取 県 知 事 ㊟	
鳥取県 総合事務所長 ㊟	
番号標に表示されている番号	
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)	
使用 者	住 所 () 局 番
氏 名	
通 行 日 時	
通 行 経 路	出 発 地
	目 的 地
備 考	

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。